

奈良県告示第三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和三年四月六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
近畿大学奈良病院	生駒市乙田町一二四八の一	令和六年三月三十一日